

新	旧
<p>〔<u>厚生省発医第117号</u> <u>昭和54年7月27日</u> <u>最終改正厚生労働省発医政0806第8号</u> <u>令和6年8月6日</u>〕</p> <p>医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）</u> 令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「<u>新興感染症対応力強化事業の実施について</u>」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所の開設者が実施する次の事業とする。 ア <u>都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）</u> イ <u>病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）</u>に対し、都道府県が補助する事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ア～(20) ア (略) <u>(21) ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）</u></p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (2) ウ～(9) イ (略) <u>(21) イ 病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）</u>に対し、都道府県が補助する事業</p>	<p>〔<u>厚生省発医第117号</u> <u>昭和54年7月27日</u> <u>最終改正厚生労働省発医政0119第8号</u> <u>令和5年8月23日</u>〕</p> <p>医療施設等設備整備費補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 (1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 2023年G7サミット開催に伴う救急医療体制整備事業（受入病院の医療機器整備）</u> <u>2023年G7サミット（首脳会合）において、救急医療体制の確保を図るために要人等の救急受け入れに協力する病院の開設者が行う医療機器整備事業</u></p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (1) ア～(20) ア (略) <u>(21) ア 2023年G7サミット開催に伴う救急医療体制整備事業（受入病院の医療機器整備）</u></p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業 (2) ウ～(9) イ (略) <u>(新設)</u></p>

ア、イ (略)

(3) ~ (5) (略)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
(略)					
遠隔医療設備	(略)	1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1 ~ 2 (略) <u>3 オンライン診療装置</u> 8,250 千円	(略)	(略)	(略)
(略)					

ア、イ (略)

(3) ~ (5) (略)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	6 下限額
(略)					
遠隔医療設備	(略)	1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1 ~ 2 (略) <u>3 在宅患者用遠隔診療装置</u> 8,250 千円	(略)	(略)	(略)
(略)					

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新興感染症対応力強化事業 (協定締結医療機関設備)</p>	<p>病床確保に係る協定締結医療機関</p>	<p>(1) <u>簡易陰圧装置の場合</u> 1 病床当たり 4,320 千円</p> <p>(2) <u>検査機器 (PCR 検査装置) の場合</u> 1 台当たり 9,350 千円</p> <p>(3) <u>簡易ベッドの場合</u> 1 台当たり 51,400 円</p>	<p>病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器 (PCR 検査装置)、簡易ベッドの購入費 (ただし、新規購入及び増設する場合に限る。)</p>	<p>2分の1</p>	<p>二</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">体制整備事業 (受入病院の医療機器整備) 2023 年 G7 サミット開催に伴う救急医療</p>	<p>医療機器等整備費</p>	<p>厚生労働大臣の必要と認める額</p>	<p>要人等の救急受け入れに協力する病院として必要な医療機器等購入費</p>	<p>2分の1</p>	<p>二</p>
	<p>発熱外来に係る協定締結医療機関</p>	<p>(1) <u>検査機器 (PCR 検査装置) の場合</u> 1 台当たり 9,350 千円</p> <p>(2) <u>簡易ベッドの場合</u> 1 台当たり 51,400 円</p> <p>(3) <u>HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。)</u> の場合 1 か所当たり 905 千円</p>	<p>発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器 (PCR 検査装置)、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機 (陰圧対応可能なものに限る。) の購入費 (ただし、新規購入及び増設する場合に限る。)</p>	<p>2分の1</p>	<p>二</p>						
5～13 (略)、第1号様式～第5号様式 (略)						5～13 (略)、第1号様式～第5号様式 (略)					